

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地法律事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第235回 中国の訴訟前調停手続きにおける鑑定の規則

中国の最高裁判所が公布した「訴訟前調停における鑑定依頼業務に関する規程（試行）」（以下「業務規程」）が2023年8月1日から施行されています。「訴訟前調停」とは、紛争が民事事件として立件される前に、裁判所または裁判所の依頼した調停組織が主導する各紛争当事者間での調停手続きを指します。ここ数年、訴訟前調停は重視されつつあり、紛争解決の役割も重要なになってきています。今回公布された業務規程では、訴訟前調停中に鑑定の申し立て（以下「訴訟前鑑定」）ができることが明確に規定され、訴訟前調停手続きの執行に対して大きな影響を及ぼしています。今回はそのポイントについて解説いたします。

◇訴訟前鑑定が訴訟前調停手続きの執行に及ぼす重大な影響

調停原則は、民事訴訟法規定の重要原則であり、これまでの実務における手法は、裁判所が当事者からの立件申し立てに対して直接立件・審理し、審理過程で裁判官が調停業務を主催するというものでした。しかしここ数年、裁判所は積極的に訴訟前調停制度を推進し、多くの案件で裁判所は当事者から立件申し立てを受けた後、まずは立件せず、訴訟前調停手続きを直接スタートさせ、訴訟前調停が成立しないと確認してから、正式に立件しています。

訴訟前調停の過程において、紛争事項の認定を行う場合にも、鑑定結果の助けが必要になることがあります。例えば、ある日系企業と運送業者間の紛争では、貨物を運送した業者の車両が交通事故を起こしたというケースがありました。運送を依頼した貨物に損失が生じたことについて、業者は賠償責任を認めたものの、賠償額についての見解の相違が大きかったため、最後は鑑定機関による鑑定結果に基づいて、双方間で賠償額について合意に達しました。

◇業務規程で注意すべきポイント

- 訴訟前鑑定は当事者の自由意思原則に基づくもので、各当事者が全員同意してから裁判所に訴訟前鑑定の申し立てを行います。裁判所が紛争は鑑定を通じて調停を促すに適すると認識しているものの、当事者が申し立てなかった場合、当事者に説明を行い、これを提案することができます。
- 訴訟前鑑定を申し立てることができる紛争の種類は、次の通りです。
 - 車両事故の賠償責任に関する紛争
 - 医療損害の責任に関する紛争
 - 財産損害賠償に関する紛争
 - 建設工事契約に関する紛争
 - 労働契約に関する紛争
 - 製造物責任（PL）に関する紛争
 - 売買契約に関する紛争
 - 生命権・身体権・健康権に関する紛争
 - その他、訴訟前鑑定を行うに適した紛争

ただし、次に掲げる事由のある場合、裁判所は申し立てを受理しません。

- (1) 申立人と関係する紛争に直接の利害関係がない場合
- (2) 明確な鑑定事項・事実・理由がない場合
- (3) 鑑定を申し立てるために必要な書類を提出しない場合
- (4) その他、訴訟前鑑定を依頼するには適さない事由

3. 調停を主催した調停人は、訴訟前鑑定申し立ての書類を受け取ってから5営業日以内に初回審査を行い、当事者は鑑定書に対して協議を行い確認します。調停人が訴訟前鑑定の条件に適合すると認識した場合、裁判所の同意を得てから、鑑定書を裁判所の司法鑑定システムに入力します。

4. 裁判所は、当事者と協議して資格のある鑑定機関を決定します。当事者との合意が成立しなかった場合、裁判所が司法鑑定システムから無作為に選んで決定します。

5. 申立人は、裁判所が指定した期日までに鑑定機関へ鑑定料を前払いしなければならず、期日が過ぎても払わない場合、申立人が鑑定申し立てを放棄したものと見なしますが、訴訟前調停は引き続き行います。

6. 当事者が鑑定結果に対して異議を申し立てたものの、訴訟前調停に同意した場合、訴訟前調停手続きは継続して行われます。調停の継続に同意せず、あくまで訴えを提起しようとする場合、裁判所はこれを立件します。

7. 訴訟前調停を経ても調停合意を達成できない場合、既に存在する訴訟前鑑定書と調停書と一緒に裁判所へ提出し、裁判所はこれを立件します。

8. 当事者が正当な理由なく同一事項で重複して訴訟前鑑定の申し立てを行うことは許可されません。

9. 当事者が悪意で訴訟前鑑定を利用し訴訟前調停期間を引き延ばし、正常な訴訟秩序に影響を及ぼす行為に対し、裁判所は規制を行い、審査当事者として訴訟過程において再度鑑定依頼の申し立てを行う際の重要な参考とします。

10. その他、業務規程に定めがない事項は、訴訟で鑑定に関する規定を参照して執行します。

◇日系企業へのアドバイス

裁判官が訴訟手続きで見解を述べることが少ないので異なり、訴訟前調停手続きでは、裁判官または調停人は調停を促すため、往々にして説得力のある見解を積極的に述べることができます。これは当事者を説得し、紛争ができる限り早く終わらせ、訴訟負担を軽減することに積極的な意義があるため、活用する価値のある紛争の解決方法となっています。訴訟前鑑定を有効に運用することにより、訴訟前調停手続きをさらに効率よく、説得力のあるものにすることができます。

英アストラゼネカ、無錫などで医薬品増産へ=新生産ライン・第2工場で—江蘇省

中国ニュースサイト、界面新聞が21日までに伝えたところによると、英製薬大手アストラゼネカは江蘇省無錫と泰州、山東省青島に置く傘下工場の設備を増設し、新薬や売れ筋商品の生産規模を拡大する。

無錫工場では新生産ラインを導入し、高カリウム血症治療薬「ロケルマ」を生産するほか、胃薬「ネキシウム」を増強する。泰州工場では新型糖尿病治療薬「ジグデュオ」の生産に着手する。

青島では第2工場の建設に2億5000万米ドル(約360億円)を投じ、加圧噴霧式定量吸入器(pMDI)の生産規模を拡大する。今回の増資により、青島工場の投資額は4億5000万ドルに拡大する見込み。(上海時事)

